

益田市告示第119号

公用車の売却について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札を行うので、益田市契約規則（昭和59年益田市規則第2号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

益田市長 山本浩章

第1 入札物件

入札に付する物件は、益田市において公用車（除雪ドーザ）として使用していた車両1台とする。なお、その仕様は、次のとおりである。

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 車種 | キャタピラー ショベル・ローダ |
| (2) 型式 | WDP-AY4 |
| (3) 総排気量 | 3.76L |
| (4) 車両総重量 | 8,250kg |
| (5) 乗車定員 | 2名 |
| (6) 初度登録年月 | 平成26年11月 |
| (7) 車検有効期限 | 令和8年9月23日 |
| (8) 走行距離 | 3,690km |
| (9) 使用燃料 | 軽油 |
| (10) 付属品 | バケット1台、エッジ1セット |

第2 最低売却価格（予定価格）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

第3 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、益田市暴力団排除条例（平成22年益田市条例第33号）第6条の規定に基づき、益田警察署に照会を行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 益田市の市税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 第4の入札参加申込日の時点で未成年でない者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者及びその統制の下にない法人等であること。

- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 入札参加に関して、市から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中でない者であること。
- (9) 個人の場合は、運転免許証（大型特殊自動車運転免許）の交付を受けている者であること。

第4 入札参加の申込み

本入札に参加しようとする者は、公用車売却一般競争入札参加申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）すること。なお、申込期間及び提出先は、次の表のとおりとする。

| | |
|------|---|
| 申込期間 | 令和7年4月10日（木）から令和7年4月30日（水）まで （持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで、郵送による申込みの場合は令和7年4月30日午後5時15分必着とする。） |
| 提出先 | 島根県益田市匹見町匹見イ1260番地 益田市匹見分庁舎匹見地域総務課 |

第5 入札物件の公開の期間及び場所

入札物件の公開の期間及び場所は、次の表のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 公開期間 | 令和7年4月10日（木）から令和7年4月30日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで |
| 場所 | 島根県益田市匹見町落合ホ68甲 高津川森林組合 旧製材所駐車場 |

第6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時及び場所は、次の表のとおりとする。ただし、入札開始時刻までに入札場所に入場しない場合は、入札を辞退したものとみなす。

| | |
|----|---|
| 日時 | 令和7年5月21日（水）午後2時00分 |
| 場所 | 島根県益田市匹見町匹見イ1260番地 益田市匹見分庁舎匹見地域総務課 会議室 |

第7 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札の方法は、入札書（様式第2号）による紙入札とし、その提出方法は、持参によるものとする。この場合において、入札書を提出する者が代理人であるときは、必ず委任状を持参しなければならない。

イ 入札書に記載した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てが金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 入札が不調となった場合の再度入札は、1回までとする。

エ 落札者は、最低売却価格を上回る入札金額のうち、最高価格を提示した者とする。

オ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。

カ 落札結果（落札者名、落札金額等）は、入札後に公開する。

(2) 持参物

入札に参加する者は、次に掲げるものを持参すること。

ア 入札書及び封筒

イ 委任状（様式第3号）（代理人が入札する場合）

ウ 印鑑（法人の場合は法人代表者の印鑑、代理人の場合は代理人の印鑑）

エ 個人の場合は購入希望者本人の運転免許証の写し、法人の場合は法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書

オ 筆記用具（鉛筆不可）

(3) 入札に関する留意事項

ア 入札書に記載する金額は、算用数字を使用しなければならない。

イ 入札書には、記名押印しなければならない。

ウ 入札金額は、訂正又は変更することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、入札において同時に他の入札者の代理人になることはできない。

オ 入札に参加した者は、当該入札物件の内容を十分に確認したものとする。

カ 入札物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。

キ この告示のほか、入札手続については、地方自治法施行令及び契約規則に基づき執行する。

第8 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格を満たさない者がした入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

ウ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合、その全ての入札

エ 必要事項の未記載、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 談合その他の不正な行為が認められる入札

キ 再度の入札において初回の最高入札価格以下の価格で行った入札

(2) 次に掲げる入札は、失格とする。

最低売却価格を下回る入札

第9 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

第10 契約の締結

(1) 市は、契約規則第14条の2の規定により、市が別に指定する期日までに契約するものとする。この場合において、落札者決定時から契約締結までに当該落札者が入札参加資格を満たさないと判明したときは、市は、契約を締結しない。

- (2) 契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者は、入札物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

第11 付帯条件

- (1) 車両の名義変更手続及び登録の手続、車両の引取り等は、落札者が自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは、契約代金の納入後、名義変更手続の完了を確認した後とする。
- (2) 入札物件の落札者への引渡方法は現状渡しとし、引渡し後の不調、故障等についての補償は一切しない。
- (3) 車両両サイド後方に印字している旧町章のマーク及び「匹見町」の文字及び後部に設置している「匹見町 除雪車」の文字は、落札者において消すこととし、その費用は、落札者が負担する。

第12 契約代金の納付時期

落札者の契約代金の納付時期は、令和7年6月27日（金）を期限とする。

第13 問合せ先

益田市匹見分庁舎匹見地域総務課

TEL (0856) 56-0304

FAX (0856) 56-0362